(19)日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開平10-207940

(43)公開日 平成10年(1998)8月7日

(51) Int.Cl.⁶

識別記号

FI

G06F 17/60

G06F 15/21

330

審査請求 未請求 請求項の数14 OL (全 12 頁)

(21)出願番号

特閣平9-6921

(22)出黨日

平成9年(1997)1月17日

(71)出版人 000005108

株式会社日立製作所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

(72)発明者 宮本 洋

東京都国分寺市東恋ケ檀一丁目280番地

株式会社日立製作所デザイン研究所内

(72)発明者 本宮 志江

東京都国分寺市東茲ケ窪一丁目280番地

株式会社日立製作所デザイン研究所内

(72)発明者 古谷 純

東京都国分寺市東恋ケ窪一丁目280番地

株式会社日立製作所デザイン研究所内

(74)代理人 弁理士 武 顕次郎

(54) 【発明の名称】 ネットワークショッピング装置及びネットワークショッピング方法

(57)【要約】

【課題】 贈り物としての商品に対して、メッセージカードを添え、ラッピングを施す場合に、贈り主が自分自身でカードとラッピングのデザインを行う。メッセージカード、ラッピングの出来上がり状態を確認することができる。

【解決手段】 ネットワークショッピングにおいて、贈り物としての商品を選択した後、その商品にメッセージカードを添える場合、表示画面上にカードを作成するための領域と用具とを表示し、贈り主自身がカード内にメッセージを入力してメッセージカードを作成する。また、商品のラッピングについても、ラッピングのための具材として、箱、包装紙、リボン等を選択可能に表示画面上に表示して、これらを選択組み合わせることにより、ラッピングをデザインさせる。贈り主は、メッセージカード、ラッピングの出来上がり状態を確認して、商品を贈ることができる。

【特許請求の範囲】

【請求項1】 公衆回線網を介して商品を購入するネッ トワークショッピング装置において、公衆回線網を介し て商品の購入手続をする手段と、前記商品に添えるため のメッセージカードを複数種類表示する手段と、複数種 類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカ ードを選択する手段と、選択された前記メッセージカー 下に書き込むためのメッセージを入力する手段と、選択 された前記メッセージカードに入力された前記メッセー ジを書き込んだ状態の表示をする手段とを備えることを 10 特徴とするネットワークショッピング装置。

【請求項2】 前記メッセージを入力する手段が、ポイ ンティングデバイスを用いて手書きにより入力を行うた めの手段であることを特徴とする請求項1記載のネット ワークショッピング装置。

【請求項3】 前記メッセージを入力する手段が、キー ボードを用いて入力を行う手段であることを特徴とする 請求項1記載のネットワークショッピング装置。

【請求項4】 複数種類の定型文を表示する手段と、前 された前記定型文を前記メッセージとして入力するため の手段とをさらに備えることを特徴とする請求項1記載 のネットワークショッピング装置。

【請求項5】 公衆回線網を介して商品を購入するネッ トワークショッピング装置において、公衆回線網を介し て商品の購入手続をする手段と、前記商品を包装するた めの具材を複数種類表示する手段と、前記複数種類の前 記具材の中から任意の具材を選択する手段と、選択され た前記具材により前記商品が包装された状態の表示をす る手段とを備えることを特徴とするネットワークショッ 30 ピング装置。

【請求項6】 前記商品を包装するための具材が、その 商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものであ ることを特徴とする請求項5記載のネットワークショッ ピング装置。

【請求項7】 前記具材が、箱、包装紙、リボンの少な くとも一種類であり、前記具材を表示する手段は、前記 具材をその種類により分類して表示し、前記具材を選択 する手段は、前記種類毎に任意の具材を選択することを 特徴とする請求項5または6記載のネットワークショッ ピング装置。

【請求項8】 公衆回線網を介して商品を購入するネッ トワークショッピング装置において、公衆回線網を介し て商品の購入手続をする手段と、前記商品に添えるため のメッセージカードを複数種類表示する手段と、複数種 類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカ ードを選択する手段と、選択された前記メッセージカー ドに書き込むためのメッセージを入力する手段と、選択 された前記メッセージカードに入力された前記メッセー

装するための具材を複数種類表示する手段と、前記複数 種類の前記具材の中から任意の具材を選択する手段と、 選択された前記具材により前記商品が包装された状態の 表示をする手段とを備えることを特徴とするネットワー クショッピング装置。

【請求項9】 公衆回線網を介して商品を購入するネッ トワークショッピング方法において、公衆回線網を介し て商品の購入手続をするステップと、前記商品に添える ためのメッセージカードを複数種類表示するステップ と、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメ ッセージカードを選択するステップと、選択された前記 メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力す るステップと、選択された前記メッセージカードに入力 された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするス テップとを備えることを特徴とするネットワークショッ ピング方法。

【請求項10】 複数種類の定型文を表示するステップ と、前記定型文の中から任意の定型文を選択するステッ プと、選択された前記定型文を前記メッセージとして入 記定型文の中から任意の定型文を選択する手段と、選択 20 力するためのステップとをさらに備えることを特徴とす る請求項9記載のネットワークショッピング方法。

> 【請求項11】 公衆回線網を介して商品を購入するネ ットワークショッピング方法において、公衆回線網を介 して商品の購入手続をするステップと、前記商品を包装 するための具材を複数種類表示するステップと、前記複 数種類の前記具材の中から任意の具材を選択するステッ 状態の表示をするステップとを備えることを特徴とする ネットワークショッピング方法。

【請求項12】 前記商品を包装するための具材が、そ の商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つもので あることを特徴とする請求項11記載のネットワークシ ョッピング方法。

【請求項13】 前記具材が、箱、包装紙、リボンの少 なくとも一種類であり、前配具材を表示する手段は、前 記具材をその種類により分類して表示し、前記具材を選 択するステップは、前記種類毎に任意の具材を選択する ことを特徴とする請求項11または12記載のネットワ ークショッピング方法。

【請求項14】 公衆回線網を介して商品を購入するネ ットワークショッピング方法において、公衆回線網を介 して商品の購入手続をするステップと、前記商品に添え るためのメッセージカードを複数種類表示するステップ と、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメ ッセージカードを選択するステップと、選択された前記 メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力す るステップと、選択された前記メッセージカードに入力 された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするス テップと、前記商品を包装するための具材を複数種類表 ジを書き込んだ状態の表示をする手段と、前記商品を包 50 示するステップと、前記複数種類の前記具材の中から任

意の具材を選択するステップと、選択された前記具材に より前記商品が包装された状態の表示をするステップと を備えることを特徴とするネットワークショッピング方 住.

【発明の詳細な説明】

[0001]

【発明の属する技術分野】本発明は、ネットワークショ ッピング装置及びネットワークショッピング方法に係 り、特に、公衆回線網を介してギフト用の商品を販売あ るいは購入する場合に用いて好適なネットワークショッ 10 ビング装置及びネットワークショッピング方法に関す る。

[0002]

【従来の技術】近年、公衆通信回線を介してインターネ ット等に接続される端末装置を用いて、インターネット に接続される各種のサービスを提供するサービスプロバ イダが提供しているバーチャルショップにアクセスし、 各種の商品を購入することができるようになっている。 [0003]

【発明が解決しようとする課題】前述した従来技術は、 ギフト用の商品を購入する場合に、メッセージカードを 購入した商品に添えたい、あるいは、購入した商品に凝 った包装(ラッピング)を施したいといったユーザの要 望に応えるようなサービスを行うことができないという 問題点を有している。

【0004】また、前記従来技術は、メッセージカード の添付、ラッピングの指示等を行うことができる場合も あるが、その場合にも、数種類用意されたされた定形文 とカードとの組み合わせからメッセージカードを選択す る、あるいは、数種類用意されたラッピング用のペーパ 30 ーとリボンとの組み合わせを選択するという程度のもの であり、贈り主である商品の購入者の心使いを伝えると とができるようなオリジナルなカードを添え、ラッピン グを行うことができないという問題点を有している。

【0005】本発明の目的は、前述した従来技術の問題 点を解決し、無味乾燥で形式的になりやすいネットワー クショッピングを用いてギフト用の商品を購入する場合 に、ギフトに贈り主の心のともったメッセージカードを 添えたり、ラッピングを施すことを可能にし、また、そ のギフトを届ける前に、カードの内容やラッピングの状 40 態を贈り主に確認させることのできるネットワークショ ッピング装置及びネットワークショッピング方法を提供 することにある。

[0006]

【課題を解決するための手段】本発明によれば前記目的 は、公衆回線網を介して商品を購入するネットワークシ ョッピング装置において、公衆回線網を介して商品の購 入手続をする手段と、前記商品に添えるためのメッセー ジカードを複数種類表示する手段と、複数種類の前記メ

する手段と、選択された前記メッセージカードに書き込 むためのメッセージを入力する手段と、選択された前記 メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込 んだ状態の表示をする手段とを備えることにより達成さ れる。

【0007】また、前記目的は、前記メッセージを入力 する手段が、ポインティングデバイスを用いて手書きに より入力を行うための手段であり、または、キーボード を用いて入力を行う手段であることにより、また、複数 種類の定型文を表示する手段と、前記定型文の中から任 意の定型文を選択する手段と、選択された前記定型文を 前記メッセージとして入力するための手段とをさらに備 えることにより達成される。

【0008】また、前記目的は、公衆回線網を介して商 品を購入するネットワークショッピング装置において、 公衆回線網を介して商品の購入手続をする手段と、前記 商品を包装するための具材を複数種類表示する手段と、 前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択する 手段と、選択された前記具材により前記商品が包装され た状態の表示をする手段とを備えることにより達成され

【0009】また、前記目的は、前記商品を包装するた めの具材が、その商品を包装するのに適切な形状及び構 造を持つものであることにより、また、前記具材が、 箱、包装紙、リボンの少なくとも一種類であり、前記具 材を表示する手段が、前記具材をその種類により分類し て表示し、前記具材を選択する手段が、前記種類毎に任 意の具材を選択することにより達成される。

【0010】さらに、前記目的は、前述したメッセージ カードを作成する各手段と、商品の包装を行うための各 手段とを備えることにより達成される。

【0011】さらに、前記目的は、前記各手段の処理を 実行するステップを備えることにより達成される。 [0012]

【発明の実施の形態】以下、本発明による情報提供装置 及び情報提供方法の実施形態を図面により詳細に説明す

【0013】図1は本発明が適用されるネットワークシ ョッピングシステムの構成を示すブロック図、図2は図 1に示すシステムを用いたショッピングの手順を説明す るフローチャートである。図1において、1は顧客側装 置、2はアクセス装置、3は公衆回線網、4はサービス プロバイダ、5はパーチャルショップ、6は回線接続装 置、7は顧客端末、8は表示装置、9は端末本体部。1 0は外部記憶装置、11は入力装置、12は通信回線で ある。

【0014】図1に示す本発明が適用されるネットワー クショッピングシステムは、インターネット等の公衆回 線網3と、この回線網に接続されているアクセス装置2 ッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択 50 と、購入者側装置!と、サービスプロバイダ4と、複数 のバーチャルショップ5と、アクセス装置2と購入者側 装置1とを接続する電話回線等の通信回線12とにより 構成されている。なお、図1には、購入者側装置1、ア クセス装置2 サービスプロバイダ4をそれぞれ1台の み示しているが、とれらは、実際にはさらに多数が公衆 通信網3に接続されていることはいうまでもない。ま た、図1には、インターネットとして代表される1つの 公衆通信網3のみを示しているが、公衆通信網3と購入 者装置1との間には多数のネットワークが介在する場合 もある。

【0015】サービスプロバイダ4は、商品提供者によ るバーチャルショップ5を持ち、利用者である顧客から のアクセスにより、バーチャルショップ5に備えられて いる各種の商品情報を顧客に提供するサービスを行って いる。また、アクセス装置2は、利用者である購入者側 装置1と公衆回線網3を介したサービスプロバイダー4 との間の接続サービスを行うもので、公衆回線網接続ブ ロバイダ、双方向CATV放送局等であってよい。ま た、通信回線12としては、電話回線、双方向CATV 回線、衛星回線等であってよい。

【0016】購入者側装置1は、モデム、LANアダブ タ、ディジタル公衆電話、モデム内蔵携帯電話等の回線 接続装置6と、公衆回線網対応のPC(パソコン)、T V、PDA(携帯端末)等による顧客端末7とにより構 成される。顧客端末7は、例えば、表示装置8、端末本 体部9、外部記憶装置10、入力装置11を備えて構成 されればよく、また、入力装置11は、キーボード、マ ウス、コントローラ、リモコン、ペン、ジョイスティッ ク等、あるいは、これらの組み合わせにより構成されて いればよい。さらに、表示装置8は、テレビ受像機等で 30 その商品に添えるメッセージカードをデザインするシミ あってもよい。

【0017】次に、前述のように構成されるシステムに おいて、顧客がネットワークショッピングを行おうとす る場合のショッピング手順を図1に示すフローを参照し て説明する。

【0018】(1)ネットワークショッピングを行おう とする顧客は、顧客端末7を使用して、回線接続装置 6、通信回線12、アクセス装置2、公衆通信網3、サ ービスプロバイダ4を介して、サイトとしてのパーチャ ルショップ5にアクセスする。このアクセスの処理は、 公知のインターネットに対するアクセスの場合と同様に 行われる (ステップ21)。

【0019】(2)アクセスされたバーチャルショップ 5は、自ショップで提供している様々な商品の情報、写 真イメージ等を顧客端末7に送信し、顧客は、自端末の 表示装置8に表示される商品から自分が購入して贈りた いギフト用の商品を探索、選択する(ステップ22)。 【0020】(3)ギフト用として購入する商品を選択 したら、顧客は、そのギフト用の商品にメッセージカー ドを添えるか、添えるとすればどのようなカードとする 50 かを、表示画面内でシミュレーションを行うことにより 作成し、また、ギフト用にどのようなラッピングを施す かを表示画面内でシミュレーションを行うことにより決 定して、それらの状態を確認する。また、別の商品につ いてもシミュレーションを行いたければ、再度ステップ 22に戻って購入する商品を探索して処理を続け、購入 するギフト用の商品に添えるメッセージカードをデザイ ンし、ラッピングを行う(ステップ23)。

【0021】(4)顧客は、購入するギフト用の商品に 10 添えるメッセージカードの作成、ラッピングが決定でき たら注文、決済の処理を行う。この注文、決済の処理 は、ネットワークショッピングとして知られている公知 の手順で行うことができる。顧客は、その後、再度他の 商品を探索してシミュレーションを続けることができる (ステップ24)。

【0022】(5) バーチャルショップ5を提供してい る商店は、顧客からの注文を受けて、注文されたギフト 用の商品に顧客がデザインしたメッセージカードを添 え、指定されたラッピングを行って発送を行う等のアフ 20 ターケア処理を行う(ステップ25)。

【0023】前述において、ステップ23のシミュレー ションの処理が本発明の特徴的な処理であり、以下、と のシミュレーションの具体的な内容を本発明の実施形態 として説明する。

【0024】図3は本発明の第1の実施形態によるメッ セージカードをデザインして作成するシミュレーション の方法を説明するフローチャート、図4~図7は図3の 各ステップにおける表示画面の例を示す図である。この 本発明の第1の実施形態は、ギフト用の商品を選択し、 ュレーションを行うものである。

【0025】(1)図2により説明したステップ22で ギフト用の商品を探索選択してステップ23に移ると、 図示していないが、メッセージカードを添えるか否かの 問合せが表示画面上に表示される。顧客が、メッセージ カードの添付が不要であると判断して、そのまま、商品 を定形のラッピングにより発送してもらう場合、顧客 は、入力装置から終了を指示し、あるいは、図示してい ないが表示画面上に表示される終了ボタンを選択すると とにより、図2で説明した注文、決済の処理に移ること ができる(ステップ301)。

【0026】(2) ステップ301でメッセージカード を添えることを選択決定してその指示が行われると、初 期画面として、図4に示すように、カード作成領域50 を中心として、その周辺に、"手書き指示"ボタン4 1、"キーボード入力指示"ボタン42、"書き直し指 示"ボタン43、"キャンセル"ボタン44、"終了" ボタン45、"消しゴム"ボタン46、"ペンの色選 択"のパレット47、"カード選択"のボタン48、

"ペンの太さ選択"のパレット49、ペンの種類選択領

域51が表示される。とのような初期画面では、カード 作成領域50には何も表示されず白紙の状態である。顧 客は、との状態でカードの種類を切り替えたい場合、

"カード選択" のボタン4 8を選択指示する (ステップ 302、303)。

【0027】(3) "カード選択"のボタン48が選択指示されると、図5(a)に示すように、表示画面の中央部に表紙バターン表示領域52が作られ、カードの表紙のバターン53が複数表示される。この表紙のバターンは、例えば、誕生日、結婚記念日、卒業のお祝いのた 10めの絵柄等を予めデザインして用意したものであってよい。顧客が、表示された複数のカードの1枚を選択指示すると、図4のカード作成領域50の絵柄が選択されたものに変わる(ステップ304~306)。

【0028】(4) 前述したカードの切り替えを行った後、あるいは、ステップ302でカードの切り替えを行うことなく、顧客は、手書きによりカードを作成するか、キーボード入力によりカードを作成するかを選択する。但し、ここでは何の操作も必要なく、ステップ308、313以降の操作を行えばよい(ステップ307)。

【0029】(5) 手書きによりメッセージカードを作成しようとする場合、顧客は、表示画面上の"手書き指示"ボタン41を選択し、ベンの種類選択領域51に表示されているベンの1つを選択する。また、"ベンの太さ選択"のパレット49及び"ベンの色選択"のパレット47から所望の太さ、色を選択して、マウス等のポインティングデバイスによりメッセージやイラストを、図5(b)に示すように、カード作成領域50に作成する。ベンの種類として、前述の例では筆、鉛筆等が用意されているが、ベンの一種としてスタンプを領域51内に用意し、また、"ベンの太さ選択"のパレット49内にスタンプの形を用意しておくようにすることもできる(ステップ308~312)。

【0030】(6)また、キーボード入力によりカードを作成しようとする場合、顧客は、"キーボード入力指示"ボタン42を選択する。これにより、表示画面は、図6に示すように、"ペンの太さ選択"のパレット49に代わり、文字の大きさ選択のパレット62が、ペンの種類選択領域51に代わり、文字フォント選択領域63が表示され、また、"定型文選択"ボタン61が表示された画面に変化する(ステップ313)。

【0031】(7) 顧客は、との状態で、表示画面上の文字フォント選択領域63から文字フォントの1つを選択し、文字の大きさ選択のパレット62から文字の大きさを選択し、さらに、"ペンの色選択"のパレット47から所望色を選択する(ステップ314~316)。

【0032】(8)次に、顧客は、定型文による入力を行うか否かを決定する。但し、ことでは何の操作も必要なく、ステップ318、321以降の操作を行えばよい 50

(ステップ317)。

【0033】(9) 定型文による入力を行うのでなければ、顧客は、キーボードからメッセージを入力する。とれにより、カード作成領域50内に入力したメッセージが表示される。マウス等を用いて、カード上の最適な位置にメッセージをレイアウトすることにより、図7

(a) に示すようなメッセージカードが出来上がる(ステップ318~320)。

【0034】(10) 定型文による入力を行うのであれば、顧客は、"定型文選択"ボタン61を選択する。これにより、カード作成領域50内に複数の定型文によるメッセージが表示される。表示されたメッセージの1つを選択し、マウス等を用いて、カード上の最適な位置にメッセージをレイアウトすることにより、図7(b)に示すようなメッセージカードが出来上がる(ステップ321~323)。

【0035】(11)ステップ312、320または323までの処理により、メッセージカードが作成され完成するが、その後修正の必要があるか否かをチェックし、20修正の必要があれば、"消しゴム"ボタン46をマウス等により指示し、メッセージの消したい場所に消しゴムを移動させてその部分を消し、また、書き直しを行いたい場合、"書き直し指示"ボタン43選択する(ステップ324~327)。

【0036】(12)前述で修正、書き直しを行う場合、まだ出来上がりではないので、前述した処理に戻って再度同様な処理を行う。顧客は、自分で納得の行くまで、前述の処理を繰り返して、ギフト用の商品に添えるメッセージカードをデザインするシミュレーションを行って、出来上がり状態を確認し、修正、書き直しの必要がななくなった場合、"終了"ボタン45を選択する。とれにより、メッセージカードの内容が確定し、図2で説明した注文、決済の処理に移ることができる(ステップ328、329)。

【0037】前述した本発明の第1の実施形態において、シミュレーションを行っている途中で、メッセージカードの作成を中止したい場合、"キャンセル"ボタン44を選択することにより、処理を中止して、図2で説明した注文、決済の処理に移ることができる。

0 【0038】前述した本発明の第1の実施形態によれば、ギフト用の商品に、贈り主自身がデザインした心の こもったメッセージカードを添えることができ、かつ、 メッセージカード内容を、商品を贈る前に確認すること ができる。

【0039】図8は本発明の第2の実施形態によるラッピングのデザインを行うシミュレーションの方法を説明するフローチャート、図9〜図11は図8の各ステップにおける表示画面の例を示す図である。この本発明の第1の実施形態は、ギフト用の商品を選択し、その商品を包装するラッピングをデザインするシミュレーションを

行うものである。なお、本発明の第2の実施形態では、 ラッピングを行うための具材として、箱、包装紙、リボ ンを用いるものとする。

【0040】(1) 図2により説明したステップ22で ギフト用の商品を探索選択してステップ23に移ると、 図示していないが、ラッピングを行うか否かの問合せが 表示画面上に表示される。顧客が、ラッピングが不要で あると判断して、そのまま、商品を定形のラッピングに より発送してもらう場合、顧客は、入力装置から終了を 指示し、あるいは、図示していないが表示画面上に表示 10 される終了ボタンを選択することにより、図2で説明し た注文、決済の処理に移ることができる(ステップ80 1).

【0041】(2)ステップ801でラッピングを自分 でデザインすることが選択されてその指示が行われる と、初期画面として、図9 (a) に示すように、ラッピ ングデザイン作成領域91、その右側上部に、"Box 選択" ボタン92、"Paper選択" ボタン93、

"Ribbon選択" ボタン94が表示され、これらの ボタンの下側の領域95にラッピング状態を示す例が表 20 述の処理を繰り返して、ギフト用の商品に対するラッピ 示される。との状態で、箱の形状を切り替えたい場合、 "Box選択"ボタン92を選択する(ステップ80 2,803).

【0042】(3) "Box選択" ボタン92が選択さ れると、画面右側の領域95に、具材としての箱の形の 候補が多数表示される。とれらの箱の形状は、図2のス テップ21で選択決定したギフト用の商品の大きさ、形 等により、その商品を包装するのに適切な形状及び構造 を持つものが選択されている。箱の形状としては、どの ようなものでもよいが、例えば、円筒状、四角柱状、六 30 角柱状、八角柱状の形状を持つものであってよい。顧客 が、この箱の候補から1つを選択すると、選択された箱 の形状のイメージが、図9(b)に示すように、ラッピ ングデザイン作成領域91に表示される。もし、領域9 1内にすでに選択されて表示されている箱がある場合、 その箱に代わって、いま選択された箱のイメージが表示 される(ステップ804~806)。

【0043】(4)箱の選択を終了し、包装紙の柄を選 択したい場合、"Рарег選択"ボタン93を選択す る。その結果、画面右側の領域95に、図10(a)に 40 示すように、具材としての包装紙の柄 (色を含む) の候 補が多数表示される。これらの柄は、図示されていない どのような柄であってもよく、絵柄等であってもよい (ステップ807~809)。

【0044】(5) 顧客が、包装紙の柄の候補から1つ を選択すると、選択された柄の包装紙により箱がラッピ ングされたイメージが、図10(b)に示すように、ラ ッピングデザイン作成領域81に表示される。もし、領 域91内にすでに選択されて表示されている包装紙によ りラッピングされている箱がある場合、その包装紙の柄 50 に代わって、いま選択された柄の包装紙によりラッピン グされた箱のイメージが表示される(ステップ810) 811).

【0045】(6)包装紙の柄の選択を終了し、リボン の柄を選択したい場合、"Ribbon選択"ボタン9 4を選択する。その結果、画面右側の領域95に、図1 1 (a) に示すように、具材としてのリボンの柄 (色を 含む)の候補が多数表示される(ステップ812~81

【0046】(7)顧客が、リボンの柄の候補から1つ を選択すると、選択された柄のリボンにより包装紙でラ ッピングされた箱に選択された柄のリボンが掛けられた イメージが、図11(b)に示すように、ラッピングデ ザイン作成領域91に表示される。もし、領域91内に すでに選択されて表示されているリボンが掛けられた箱 がある場合、そのリボンの柄に代わって、いま選択され た柄のリボンが掛けられた箱のイメージが表示される (27 - 7815, 816).

【0047】(8)顧客は、自分で納得の行くまで、前 ングを行い、出来上がり状態を確認し、やり直しの必要 がななくなった場合、図示していない表示画面上の"終 了"ボタンを選択する。これにより、ラッピングが確定 し、図2で説明した注文、決済の処理に移ることができ る (ステップ817、818)。

【0048】前述した本発明の第2の実施形態の処理 は、リボンに関してリボンの柄を選択させるとして説明 したが、リボンの掛け方を選択させるステップを加える こともできる。

【0049】前述した本発明の第2の実施形態によれ ば、顧客は、贈り物としての商品に対して、心のともっ た豪華なものに見せることのできる自分自身でデザイン したラッピングを施すことができ、その状態を確認する ことができる。

【0050】前述した本発明の第1及び第2の実施形態 は、それぞれ独立なものとして説明したが、第1、第2 の実施形態の両方を順次行うようにすることができる。 また、前述した本発明の各実施形態は、本発明をネット ワークショッピングに適用したものとして説明したが、 本発明は、メッセージカードのデザイン、ギフト用の商 品のラッピングのデザインのシミュレーションを行うブ ログラムを、ギフト用の商品情報と共に記憶媒体により 提供し、顧客が自分の持つパソコン等の機器を用いて、 前述と同様な操作を行うようにすることもできる。ま た、本発明は、前述の実施形態の場合と同様な購入者側 装置を実際の商店等に設置して、顧客にメッセージカー ドの作成を行わせ、商品のラッピングを行わせるために 使用させるようにすることもできる。

[0051]

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、顧

客は、贈り物としての商品に対して、メッセージカード を添えるか、ラッピングを施すか、あるいは、両者指定 するかにより、それぞれを自分自身でデザインして、心 のともったメッセージカードを添え、心のともった豪華 なものに見せることのできるラッピングを施した商品を 贈ることができ、かつ、メッセージカード、ラッピング の出来上がり状態を確認することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明が適用されるネットワークショッピング システムの構成を示すブロック図である。

【図2】図1に示すシステムを用いたショッピングの手 順を説明するフローチャートである。

【図3】本発明の第1の実施形態によるメッセージカー ドをデザインして作成するシミュレーションの方法を説 明するフローチャートである。

【図4】図3の処理ステップにおける表示画面の例を示 す図である。

【図5】図3の処理ステップにおける表示画面の例を示 す図である。

【図6】図3の処理ステップにおける表示画面の例を示 20 10 外部記憶装置 す図である。

【図7】図3の処理ステップにおける表示画面の例を示 す図である。

*【図8】図8は本発明の第2の実施形態によるラッピン グのデザインを行うシミュレーションの方法を説明する フローチャートである。

【図9】図8の処理ステップにおける表示画面の例を示 す図である。

【図10】図8の処理ステップにおける表示画面の例を 示す図である。

【図11】図8の処理ステップにおける表示画面の例を 示す図である。

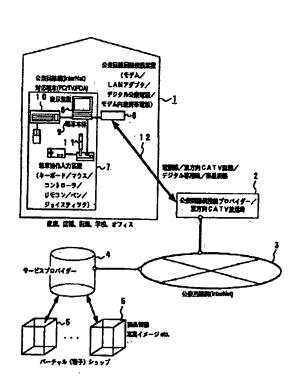
- 10 【符号の説明】
 - 1 顧客側装置
 - 2 アクセス装置
 - 3 公衆回線網
 - 4 サービスプロバイダ
 - 5 バーチャルショップ
 - 6 回線接続装置
 - 7 顧客端末
 - 8 表示装置
 - 9 端末本体部

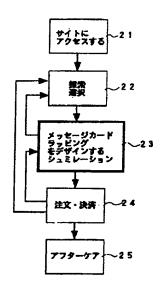
 - 11 入力装置
 - 12 通信回線

[図1]

【図2】

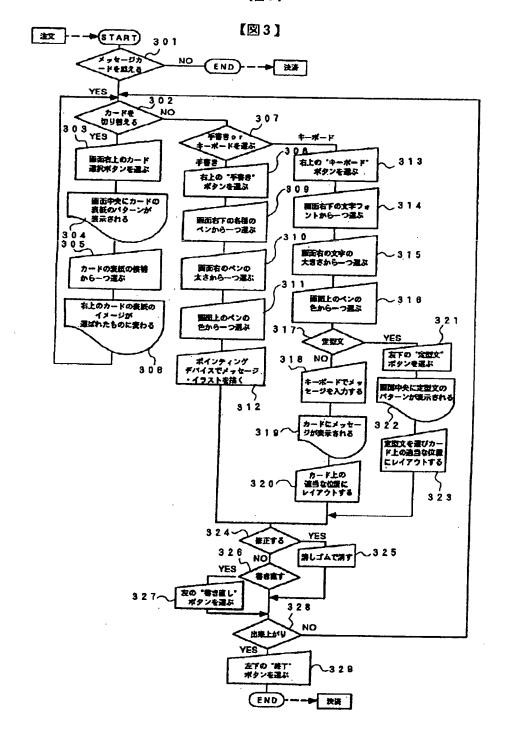
[図1]

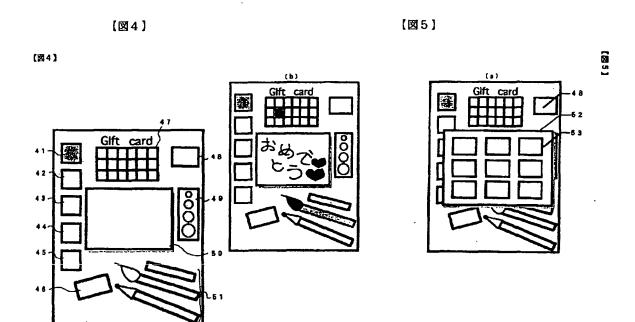




[四2]

【図3】





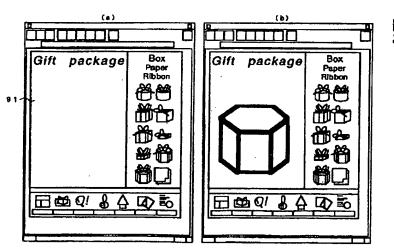
(**8**7)

【図7】





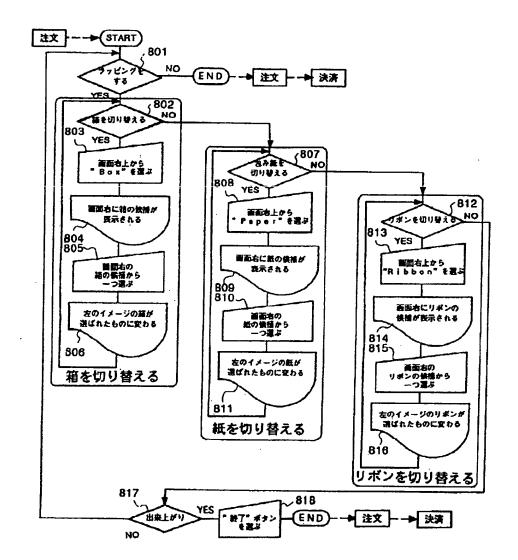
【図9】



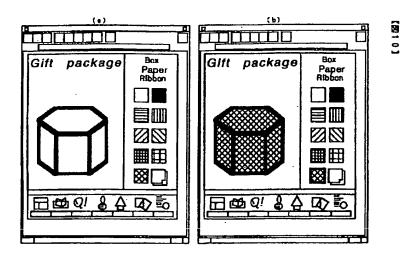
[623]

【図8】

【図8】



【図10】



:

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載 【部門区分】第6部門第3区分 【発行日】平成14年7月31日(2002.7.31)

【公開番号】特開平10-207940

【公開日】平成10年8月7日(1998.8.7)

【年通号数】公開特許公報10-2080

【出願番号】特願平9-6921

【国際特許分類第7版】

G06F 17/60

[F1]

G06F 15/21 330

【手続補正書】

【提出日】平成14年5月9日(2002.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正内容】

【発明の名称】 ネットワークショッピング方法及びネットワークショッピング装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正内容】

【特許請求の範囲】

【請求項<u>1</u>】 公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受付けて、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、

前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定 の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続を行 うステップと

前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否 を選択させるステップと、

前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセージカードの仕様を受付けるステップとを備えたことを特徴とするネットワークショッピング方法。

【請求項<u>2</u>】 公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受付けて、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において.

前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定 の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続を行 うステップと

前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否 を選択させるステップと、

前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカー ドの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセ ージカードの仕様を受付けるステップと、

前記特定の商品の包装の要否を選択させるステップと、 前記商品の包装の要求に対して、包装の仕様作成画面を 提供し、前記特定の商品の包装の仕様を受付けるステッ ブとを備えたことを特徴とするネットワークショッピン グ方法。

【請求項<u>3</u>】 前記メッセージカードの仕様を受付けるステップは、

複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させるステップと、

選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させるステップと、

選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするステップとを備えることを特徴とする請求項1または2記載のネットワークショッピング方法。

【請求項<u>4</u>】 前記メッセージカードの仕様を受付ける ステップは、

複数種類の定型文を表示するステップと、

前記定型文の中から任意の定型文を選択させるステップと、

選択された前記定型文を前記メッセージとして入力する ためのステップとを備えることを特徴とする請求項1、 2または3記載のネットワークショッピング方法。

【請求項<u>5</u>】 前記包装の仕様を受付けるステップは、前記商品を包装するための具材を複数種類表示するステップと

前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択させるステップと、

選択された前記具材により前記商品が包装された状態の 表示をするステップとを備えることを特徴とする請求項 2記載のネットワークショッピング方法。

【請求項<u>6</u>】 前記商品を包装するための具材が、その 商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものであ ることを特徴とする請求項5記載のネットワークショッ ビング方法。 【請求項<u>7</u>】 前記具材が、箱、包装紙、リボンの少なくとも一種類であり、

前記具材を表示するステップは、前記具材をその種類により分類して表示し、

前記具材を選択させるステップは、前記種類毎に任意の 具材を選択することを特徴とする請求項5または6記載 のネットワークショッピング方法。

【請求項<u>8</u>】 公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受付けて、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、

前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続を行うステップと、

前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否 を選択させるステップと、

前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセージカードの仕様を受付けるステップと、

前記特定の商品の包装の要否を選択させるステップと、 前記商品の包装の要求に対して、包装の仕様作成画面を 提供し、前記特定の商品の包装の仕様を受付けるステッ プとを備え、

前記メッセージカードの仕様を受付けるステップは、 複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセ ージカードを選択させるステップと、

選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させるステップと、

選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするステップとを備え、

前記包装の仕様を受付けるステップは、

前記商品を包装するための具材を複数種類表示するステップと、

前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択させるステップと、

選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をするステップとを備えたことを特徴とするネット ワークショッピング方法。

【請求項<u>9</u>】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、

公衆回線網を介して商品の購入手続をする手段と、

前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示する手段と、

複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させる手段と、

選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させる手段と、

選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をする手段とを備えることを特徴とするネットワークショッピング装置。

【請求項<u>10</u>】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、

公衆回線網を介して商品の購入手続をする手段と、

前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示する手段と、

複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させる手段と、

選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させる手段と、

選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をする手段と、

前記商品を包装するための具材を複数種類表示する手段 と、

前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択させる手段と、

選択された前記具材により前記商品が包装された状態の 表示をする手段とを備えることを特徴とするネットワー クショッピング装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正内容】

[0001]

【発明の属する技術分野】本発明は、ネットワークショッピング<u>方法</u>及びネットワークショッピング<u>装置</u>に係り、特に、公衆回線網を介してギフト用の商品を販売あるいは購入する場合に用いて好適なネットワークショッピング<u>技置</u>に関する

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正内容】

【0005】本発明の目的は、前述した従来技術の問題点を解決し、無味乾燥で形式的になりやすいネットワークショッピングを用いてギフト用の商品を購入する場合に、ギフトに贈り主の心のこもったメッセージカードを添えたり、ラッピングを施すことを可能にし、また、そのギフトを届ける前に、カードの内容やラッピングの状態を贈り主に確認させることのできるネットワークショッピング方法及びネットワークショッピング大きを提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正内容】

[0006]

【課題を解決するための手段】本発明によれば前記目的は、公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受付けて、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続を行うステップと、前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否を選択させるステップと、前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセージカードの仕様を受付けるステップとを備えたことにより達成される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正内容】

【0007】また、前記目的は、公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受付けて、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続を行うステップと、前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否を選択させるステップと、前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセージカードの仕様を受付けるステップと、前記特定の商品の包装の要否を選択させるステップと、前記商品の包装の要求に対して、包装の仕様作成画面を提供し、前記特定の商品の包装の要求に対して、包装の仕様作成画面を提供し、前記特定の商品の包装の要求に対して、包装の仕様作成画面を提供し、前記特定の商品の包装のは様を受付けるステップとを備えた。ことにより達成される。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正内容】

【0008】また、前記目的は、前記メッセージカードの仕様を受付けるステップが、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させるステップと、選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させるステップと、選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするステップとを備えることにより達成される。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正内容】

【0009】また、前記目的は、前記メッセージカードの仕様を受付けるステップが、複数種類の定型文を表示するステップと、前記定型文の中から任意の定型文を選択させるステップと、選択された前記定型文を前記メッセージとして入力するためのステップとを備えることにより達成される。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正內容】

【0010】さらに、前記目的は、前記包装の仕様を受付けるステップが、前記商品を包装するための具材を複数種類表示するステップと、前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択させるステップと、選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をするステップとを備えることにより達成される。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正内容】

【0011】さらに、前記目的は、前記商品を包装するための具材が、その商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものであること、また、前記具材が、箱、包装紙、リボンの少なくとも一種類であり、前記具材を表示するステップは、前記具材をその種類により分類して表示し、前記具材を選択させるステップは、前記種類毎に任意の具材を選択させることにより達成される。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正内容】

[0012]

【発明の実施の形態】以下、本発明による<u>ネットワーク</u> ショッピング方法及びネットワークショッピング装置の 実施形態を図面により詳細に説明する。